

南薩地域振興局庁舎再整備方針（案） 【概要版】

第1章 地域振興局・支庁庁舎の再整備の考え方

- 地域振興局・支庁については、平成18年12月に策定した「総合事務所設置計画」に基づき、各地域の県政の総合拠点として、平成19年4月に設置した。
- 殆どの地域振興局・支庁の庁舎で建設年から一定年数が経過し、老朽化が進行しており、再整備について検討が必要な状況にある。
- 特に南薩地域振興局庁舎については、最も老朽化が進行しており、令和9年度末頃までの建替えが必要なことから、早急に再整備に向けた検討を進める必要がある。
- それ以外の庁舎については、北薩地域振興局本庁舎及び大島支庁舎は今後概ね10年（令和14年度末）を目途に、始良・伊佐地域振興局本庁舎は今後概ね15年（令和19年度末）を目途に建て替えることが望ましいとの劣化状況調査の結果を受け、これら3庁舎について、南薩地域振興局庁舎の再整備の状況を参考に、令和6年度中に具体的な再整備の時期を精査することとしている。
- 総合事務所設置計画は、情報通信手段の発展などを踏まえ、効率的な組織運営等のため、所管区域を広域化し、県内を7区域に区分して出先機関を総合事務所として再編することなどを基本的な考え方としており、この考え方は人口減少などの直近の社会情勢の変化等にも通用するものと考えている。
- こうした考えの下、再整備に当たっては、同計画及び行財政運営指針に基づき、簡素で効率的な組織体制の構築という考え方を基本に、以下の考え方により検討を進める。

ア 総合事務所（本庁舎）位置

（ア）基本的な考え方

- ・ 当面の位置として決定した現在の本庁舎の位置について、庁舎建替えの際には、地方自治法の規定を踏まえ、住民の利便性等の観点から、管内の市町の人口、交通事情、他の官公署との関係等を勘案し、改めて検討を行う。
- ・ 検討に当たっては、可能な限り、考慮すべき事項に関連した客観的な指標により候補地ごとに比較を行う。
- ・ 具体的には、候補地ごとに点数による評価を行うこととした上で、各考慮事項（減点事項を除く）ごとに均等な配点（各10点）とし、各管内で候補地ごとの相対的な比較が可能となるような評点を設定する。

(イ) 候補地ごとの具体的な比較方法

考慮事項	比較方法等																										
<p>①管内の市町の人口</p> <p>【配点10点】</p>	<p>(比較の観点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 管内各市町の人口の集積 <p>(関連指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁舎利用が将来にわたることから、将来推計人口を指標として用いる。 将来推計人口は、管内各市町間で公平に比較を行う観点から、国立社会保障・人口問題研究所による推計値(※)を用いる。 <p>(※)用いる将来推計人口の時点については、庁舎の建替え時期やその時点における国立社会保障・人口問題研究所の公表値を踏まえて、管内ごとに個別に判断する。</p> <p>(比較方法)</p> <p>① 候補地が所在する市町の将来推計人口が、管内の総人口に占める割合により比較することとし、その割合に応じて、以下のとおり評点(基礎点)を設定する。</p> <table border="1" data-bbox="571 936 1445 1048"> <tr> <td>10点</td><td>9点</td><td>8点</td><td>7点</td><td>6点</td><td>5点</td><td>4点</td><td>3点</td><td>2点</td><td>1点</td> </tr> <tr> <td>50%以上</td><td>45%以上</td><td>40%以上</td><td>35%以上</td><td>30%以上</td><td>25%以上</td><td>20%以上</td><td>15%以上</td><td>10%以上</td><td>10%未満</td> </tr> </table> <p>② 候補地と所在する市町の中心部(現在の役所の所在地)間の移動時間(自動車で一般道を走行した場合の所要時間)に応じて、県内の隣接する市町間の平均移動時間(30分)も考慮して、以下のとおり①の基礎点から減点する。</p> <table border="1" data-bbox="571 1263 1358 1346"> <tr> <td>15分以内</td><td>15分超～30分以内</td><td>30分超</td> </tr> <tr> <td>減点なし</td><td>基礎点の1/4減点</td><td>基礎点の1/2減点</td> </tr> </table>	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点	50%以上	45%以上	40%以上	35%以上	30%以上	25%以上	20%以上	15%以上	10%以上	10%未満	15分以内	15分超～30分以内	30分超	減点なし	基礎点の1/4減点	基礎点の1/2減点
10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点																		
50%以上	45%以上	40%以上	35%以上	30%以上	25%以上	20%以上	15%以上	10%以上	10%未満																		
15分以内	15分超～30分以内	30分超																									
減点なし	基礎点の1/4減点	基礎点の1/2減点																									
<p>②交通の事情</p> <p>【配点10点】</p>	<p>(比較の観点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁舎への移動時間 <p>(関連指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁舎へ移動する際の主要な交通手段は自動車であることから、自動車による移動時間(自動車で一般道を走行した場合の所要時間)を指標として用いる。 <p>(比較方法)</p> <p>① 候補地と各市町中心部(現在の役所の所在地)間の自動車による移動時間の平均時間を候補地ごとに算定する。</p> <p>② ①による候補地ごとの平均移動時間のうち、最短時間を基準とし、当該基準から超過時間の割合に応じて、以下のとおり評点を設定する。</p> <table border="1" data-bbox="571 1946 1445 2058"> <tr> <td>10点</td><td>9点</td><td>8点</td><td>7点</td><td>6点</td><td>5点</td><td>4点</td><td>3点</td><td>2点</td><td>1点</td> </tr> <tr> <td>+10%以内</td><td>+15%以内</td><td>+20%以内</td><td>+25%以内</td><td>+30%以内</td><td>+35%以内</td><td>+40%以内</td><td>+45%以内</td><td>+50%以内</td><td>+50%超</td> </tr> </table>	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点	+10%以内	+15%以内	+20%以内	+25%以内	+30%以内	+35%以内	+40%以内	+45%以内	+50%以内	+50%超						
10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点																		
+10%以内	+15%以内	+20%以内	+25%以内	+30%以内	+35%以内	+40%以内	+45%以内	+50%以内	+50%超																		

<p>③他の官公署との関係</p> <p>【配点10点】</p>	<p>(比較の観点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的機関の集積 <p>(関連指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 管内住民の利便性を考慮し、庁舎から一定の距離内に存在する管内の国及び県の機関・関係団体の集積度合いを指標として用いる。 「国及び県の機関・関係団体」は、行政手続等で県民や事業者の一定の来庁が見込まれる国の機関（国に準じる機関を含む）及び県の機関・関係団体を管内ごとに選定する。 「一定の距離内」は、県内の隣接する市町間における平均移動時間（30分）を考慮して自動車による移動時間が30分以内とし、国及び県の機関・関係団体数は「15分以内」を1.0、「15分超～30分以内」を0.5で換算する。 <p>(比較方法)</p> <p>① 候補地から一定の距離内に存在する国及び県の機関・関係団体数が、管内の国及び県の機関・関係団体の総数に占める割合により比較することとし、その割合に応じて、以下のとおり評点を設定する。</p> <table border="1" data-bbox="571 1019 1444 1131"> <tr> <td>10点</td><td>9点</td><td>8点</td><td>7点</td><td>6点</td><td>5点</td><td>4点</td><td>3点</td><td>2点</td><td>1点</td> </tr> <tr> <td>50%以上</td><td>45%以上</td><td>40%以上</td><td>35%以上</td><td>30%以上</td><td>25%以上</td><td>20%以上</td><td>15%以上</td><td>10%以上</td><td>10%未満</td> </tr> </table>	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点	50%以上	45%以上	40%以上	35%以上	30%以上	25%以上	20%以上	15%以上	10%以上	10%未満
10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点												
50%以上	45%以上	40%以上	35%以上	30%以上	25%以上	20%以上	15%以上	10%以上	10%未満												
<p>④所管区域の地理的状況</p>	<p>(比較の観点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機事象発生時における安全性 <p>(比較方法)</p> <p>候補地が所在市町のハザードマップにより、洪水浸水想定区域等の危険な区域に該当する場合は、1区域につき2点減点する。</p>																				
<p>⑤その他</p>	<p>(比較の観点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 活用可能な土地の状況、駐在機関等の統合・再編 <p>(比較方法)</p> <p>候補地の整備費用について、各費用項目が当該候補地のみで生じる費用かどうかといった観点から、追加での整備費用項目が生じることが明らかである場合は、1つの追加費用項目につき2点減点する。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁舎建設に係る土地の取得費用を要する場合 駐車場の確保など庁舎敷地以外の土地の賃借費用を要する場合 																				

(ウ) 本庁舎の移転に伴う影響の緩和のための支援

- ・ 地域振興局・支庁の本庁舎を現在の所在市町外の市町へ移転することとした場合、本庁舎の移転による現在の所在市町の地域経済等への影響に鑑み、その影響の緩和のため、当該市町の地域の振興・活性化に対する支援策を講じる。

イ 分庁舎の取扱い

- ・ 地域振興局・支庁の設置の際、総合事務所化を図る出先機関を一つの庁舎に集約することを基本としつつ、総合事務所を設置する庁舎の規模等を踏まえ、必要に応じ、分庁舎方式を採用した。
- ・ 庁舎の再整備に当たっては、その規模等について既存の庁舎を前提とせず、改めて検討することから、制度的な制約等により集約が困難な場合を除き、原則、分庁舎を集約する方向で検討を行う。

ウ 駐在機関等のあり方

- ・ 本所までの所要時間、所管区域の面積及び所管市町村数など、区域の特性等を勘案しつつ、その役割を検証の上、統合・再編の検討を行う。

[検討の視点]

- ① 各駐在機関等については、県民に身近な行政サービス機関としての機能を有することを踏まえつつ、将来の人口見込みや本所までの所要時間など区域の特性等を勘案し、統合・再編による行政サービスへの影響等を検証する。
- ② 保健所については、地域保健法により、所管区域は二次保健医療圏域と概ね一致した区域とすることが原則とされていることを踏まえ、現在の二次保健医療圏域と保健所の所管区域を比較しつつ、その役割を改めて検証する。

エ 民間提案の活用

- ・ 民間提案の活用により、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに、効率的かつ効果的な整備を推進するという基本的な考え方の下、整備手法を検討する。

オ その他

- ・ 整備地や駐在機関等のあり方の決定に当たっては、地元市町村等の意見をお聞きする。

第2章 南薩地域振興局庁舎の再整備方針

(1) 検討経過

南薩地域振興局庁舎の再整備については、地域振興局・支庁庁舎の再整備の基本的な考え方に基づき、これまで、以下のとおり、管内の市や関係団体の御意見をできる限り丁寧にお聞きし、その御意見も参考に検討を進めてきた。

① 管内市・関係団体への意見聴取

[対象団体]

- ・ 南薩地域管内の4市
- ・ 南薩地域管内における医療や福祉、農林水産、建設、商工などの各分野における地元関係団体（44団体）

[実施内容]

- 令和4年8～10月 地元関係団体等を個別に訪問し、事前説明を実施
- 令和4年11～12月 南薩地域振興局庁舎再整備に関して意見聴取を実施
- 令和5年1～2月 意見聴取結果とりまとめ

② 管内4市からの候補地の募集

[対象団体]

- ・ 南薩地域管内の4市

[募集期間]

- ・ 令和5年5月下旬～7月上旬

[募集要件等]

- 南薩地域振興局管内に所在する土地（県有地以外の土地を含む）で、他の事業等での使用や建設の予定地でないこと
- 現行の本庁舎が立地する敷地と概ね同程度以上の面積であること等

(2) 総合事務所（本庁舎）の位置

ア 地元市等からの主な意見

- 地元市等からは、歴史的経緯や移転による地元経済への影響等を考慮し、南さつま市（加世田）の現在の本庁舎の位置に再整備すべきとの意見があった一方で、地理的中心であること等を考慮し、南九州市（知覧）の県立保健看護学校跡地に再整備すべきとの意見があった。
- 管内4市からの候補地の募集の結果、南さつま市から「現在の本庁舎敷地」と、南九州市から「県立保健看護学校跡地」の提案があった。

イ 候補地の選定

- これらの地元市からの提案等を踏まえ、「現在の本庁舎敷地」及び「県立保健看護学校跡地」が最終候補地として適切であると判断し、選定した。

ウ 候補地ごとの比較

① 管内の市町の人口

現在の本庁舎敷地	4点	県立保健看護学校跡地	5点
----------	----	------------	----

- ・ 将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による2045年時点の推計値（最新の公表値の中で最も先の推計値）を用いる。

[管内合計に占める割合]

市	2045年推計人口	管内合計に占める割合	評点
南さつま市 「現在の本庁舎敷地」	18,265人	23.9%	4点
南九州市 「県立保健看護学校跡地」	21,063人	27.6%	5点
4市合計	76,372人	100.0%	-

※ 候補地と所在市の中心部間の移動時間に応じた減点なし。

② 交通の事情

現在の本庁舎敷地	7点	県立保健看護学校跡地	10点
----------	----	------------	-----

[候補地と管内各市町中心部間の移動時間（平均）]

候補地	各市				平均	基準(最短)からの超過	評点
	枕崎市	指宿市	南さつま市	南九州市			
現在の本庁舎敷地	31分	66分	3分	25分	31分	基準+23%	7点
県立保健看護学校跡地	22分	45分	24分	11分	25分	基準(最短)	10点

③ 他の官公署との関係

現在の本庁舎敷地	7点	県立保健看護学校跡地	7点
----------	----	------------	----

[国及び県の機関・関係団体の集積状況]

候補地	移動時間		集積状況	評点
	15分圏内 (1.0換算)	30分圏内 (0.5換算)		
現在の本庁舎敷地	17団体 (17団体)	25団体 (12団体)	38%	7点
県立保健看護学校跡地	16団体 (16団体)	25団体 (12団体)	36%	7点

※ 行政事務等で一定の来庁が見込まれる管内の国及び県の機関・関係団体数の合計は77団体。

④ 所管区域の地理的状況

「現在の本庁舎敷地」については、ハザードマップにおける洪水浸水想定区域に該当することから、▲2点とする。

⑤ その他

各候補地の整備費用を比較した結果、庁舎建替え工事期間中の仮設事務所の確保費用が「現在の本庁舎敷地」のみに生じることが見込まれる一方、現時点で公共下水道が未整備であるため、浄化槽の設置費用が「県立保健看護学校跡地」のみに生じることが見込まれること等から、いずれも▲2点とする。

エ 候補地の比較結果

候補地ごとに比較した結果、以下のとおり、「県立保健看護学校跡地」の合計点が高いことから、南薩地域振興局庁舎の再整備に伴う本庁舎の位置は「県立保健看護学校跡地」とする。

候補地	現在の本庁舎敷地	県立保健看護学校跡地
考慮事項		
①管内の市町の人口	4点	5点
②交通の事情	7点	10点
③他の官公署との関係	7点	7点
④所管区域の地理的状況	▲2点	0点
⑤その他	▲2点	▲2点
合計点	14点	20点

オ 本庁舎の移転に伴う影響の緩和のための支援

地元市等から、現在の本庁舎が現在の所在市外に移転した場合の地元経済等に対する影響を考慮すべきとの意見があったことも踏まえ、本庁舎の移転による地域経済等への影響の緩和のために以下の地元市に対する支援策を講ずる。

- ① 地元市の意向をできる限り尊重し、現在の本庁舎等の跡地を活用する。
- ② 地元市における地域の振興・活性化を支援する。

(3) 分庁舎の取扱い

ア 地元市等からの主な意見

- 地元市等からは、利便性などの観点から、保健所である分庁舎を集約すべきとの意見が多かった一方で、来庁者や職員への感染症リスクを低減する観点から、感染症対策を担う保健所を他部署と分けるべきとの意見もあった。

イ 検討結果

- 保健所である分庁舎については、集約が困難な事情となる制度的な制約等も特段存在しないことから、原則どおり本庁舎に集約することとする。
- なお、保健所については、疫学調査や有症状者の相談等は主に電話対応であるなど、住民や職員への感染リスクは極めて低く、他部署と庁舎を分ける必要はないものと考えている。

(4) 駐在機関等のあり方

ア 地元市等からの主な意見

- 地元市等からは、指宿駐在について、将来的な人口減少や地理的中心地への本庁舎の整備等を前提に統合すべきとの意見があった一方で、現在の果たしている機能等を踏まえ、現在の体制を維持すべきとの意見もあった。
- また、今後、地域振興局・支庁について、デジタル技術を活用した行政サービスの提供等をさらに積極的に推進してほしいとの意見もあった。

イ 検討結果

- 指宿駐在については、上記の地元市等からの意見も参考に、以下のとおり区域の特性等を勘案しつつ、その役割を検証した結果、廃止し、本所に統合することとする。
- その際、地元市等から、指宿駐在の現体制を維持すべきとの意見があったことも踏まえ、本所への統合後、当面の間は、本所において、指宿駐在の人員を含めた現行の人員体制を確保することとする。
- また、本所への統合後も、当面は指宿市の農業委員会等に事務所スペースとして指宿庁舎の貸付を継続する。

[検証]

(ア) 区域の特性等の変化

- 平成19年度の地域振興局・支庁の設置後、南薩地域振興局管内の人口は大きく減少し、指宿市の人口も大きく減少しており、今後、他の地域振興局管内を上回る人口減少が見込まれている。(2007年→2022年▲16%→2045年▲45%)
- 本庁舎の県立保健看護学校跡地への移転により、指宿市から本庁舎への交通アクセスは改善(約66分→約45分)し、他の地域振興局管内に比べても遜色ない状況となる。

(イ) 役割の検証

① 保健福祉環境部支所(指宿保健所)

- 地域保健法上、1医療圏(二次)1保健所が原則とされており、指宿保健所はその例外として存置されているものの、全国的にも、同管内の人口規模等で保健所を設置している例は僅少である。
今後見込まれる指宿市の更なる人口減少を踏まえると、指宿保健所を例外として存置する必要性はより低くなると判断せざるを得ない。
- 感染症対策については、疫学調査等は主に電話で対応しており、統合による影響は少ない。また、保健所の集約により、感染症対応時の指揮命令系統が明確化し、職員間で知見の共有がなされるなど、対応力は向上すると考えている。
- また、管内の他市に比して、宿泊業・飲食サービス業の割合は高いものの、本所の移転によりアクセスが改善されることから、本所でき対応できない手続(温泉・旅館業の手続等)に係る利便性は向上する。

- さらに、手続上は来所不要な飲食業の営業許可申請等について、申請書類の事前相談や申請手数料の納付等のため、一定の来所の実態はあるものの、統合後も、地元市等からの意見も踏まえ、必要な人員体制を確保しつつ、出張相談を行い、申請手数料の納付の電子化を進めることとしており、これらにより、利用者の一定の利便性の確保が可能と考えている。

② 農林水産部農政普及課指宿市駐在

- 管内の他市に比して、販売農家数及び農業産出額は多いものの、駐在で対応している農政普及業務は基本的に来所不要であり、業務実態としても職員が農家現場に出向いて対応している割合が高いことから、統合後も、地元市等からの意見も踏まえ、必要な人員体制を確保することとしている。また、災害時等においては現地での迅速な対応を行うこととし、これらにより利用者の一定の利便性の確保は可能と考えている。
- また、指宿市の農政部等が指宿庁舎に入居し、同市と連携した利用者への対応が可能な環境にあるが、統合後も、地元市等からの意見も踏まえ、オンラインでの遠隔相談を実施すること等により、利用者の一定の利便性の確保は可能と考えている。
- 加えて、指宿市との連携についても、本所への統合後、他の3市と同様に、必要に応じてオンラインでの会議や市役所への出張等を行うことにより、同市と連携した対応が可能と考えている。

③ 建設部土木建築課指宿市駐在

- 管内の他市に比して、道路延長及び河川延長は少なく、駐在の対応業務は基本的に来所不要であり、業務実態として職員が工事現場等に出向いて対応している割合が高いことから、統合後も、地元市等からの意見も踏まえ、必要な人員体制を確保することとしている。また、災害時においては、現地での迅速な対応を行うこととし、これらにより、円滑な現場対応が可能と考えている。

(5) 再整備の手法・スケジュール

- 地域振興局・支庁庁舎の再整備に当たっては、民間提案の活用により、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに、効率的かつ効果的な整備を推進するという基本的な考え方の下、今後、PFI等手法の導入の適否について検討を行う。
- 整備手法ごとに想定されるスケジュールは次のとおり。

